

令和 6 年11月29日開会

令和 6 年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 6 号）	1 頁
第 2 号	令和 6 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 2 号）	7
第 3 号	徳島県税条例の一部改正について	9
第 4 号	徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正について	13
第 5 号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	15
第 6 号	県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金条例の制定について	17
第 7 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	19
第 8 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について	27
第 9 号	徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について	29
第 10 号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち電気工事の請負契約について	31
第 11 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解について	33
第 12 号	当せん金付証票の発売について	35
第 13 号	県営電気事業の売電料金等について	37
第 14 号	令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について	39
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	43
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	45
報告第 3 号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	47
補正予算説明		
1	令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 6 号）説明書	51
(1)	歳入歳出補正予算（第 6 号）事項別明細書	51
1	総 括	51

2 歳 入	55頁
3 歳 出	63
(2) 補正予算（第6号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	81
(3) 補正予算（第6号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	83
2 令和6年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）説明書	85
補正予算専決処分説明	
1 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第5号）専決処分説明書	99
(1) 歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書	99
1 総 括	99
2 歳 入	103
3 歳 出	105

第 1 号

令和6年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

令和6年度徳島県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,353,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ519,518,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年11月29日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 66,043,903	千円 78,182	千円 66,122,085
	2 国庫補助金	33,296,828	78,182	33,375,010
12 繰入金		28,745,824	116,318	28,862,142
	2 基金繰入金	26,518,354	116,318	26,634,672
13 繰越金		10,900,079	2,101,270	13,001,349
	1 繰越金	10,900,079	2,101,270	13,001,349
15 県債		42,536,000	58,000	42,594,000
	1 県債	42,536,000	58,000	42,594,000
歳入合計		517,164,433	2,353,770	519,518,203

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 36,277,403	千円 39,000	千円 36,316,403
	1 総務管理費	21,507,514	4,000	21,511,514

		2 企 画 費	6,385,424	35,000	6,420,424	
	4 衛 生 費		27,604,794	6,270	27,611,064	
		3 保 健 所 費	1,572,222	6,270	1,578,492	
	5 労 働 費		4,400,112	10,000	4,410,112	
		1 労 政 費	3,306,098	10,000	3,316,098	
	6 農 林 水 産 業 費		30,198,741	37,500	30,236,241	
		2 園 芸 費	811,478	8,000	819,478	
		3 畜 産 業 費	1,456,619	9,500	1,466,119	
		5 林 業 費	10,553,202	20,000	10,573,202	
	7 商 工 費		66,533,685	36,000	66,569,685	
		2 工 鉦 業 費	4,056,804	11,000	4,067,804	
		3 観 光 費	1,589,719	25,000	1,614,719	
	8 土 木 費		56,848,852	2,192,000	59,040,852	
		1 土 木 管 理 費	4,002,935	2,000,000	6,002,935	
		3 河 川 海 岸 費	13,933,663	62,000	13,995,663	
		6 住 宅 費	1,451,543	130,000	1,581,543	
	10 教 育 費		88,412,522	33,000	88,445,522	

	1 教 育 総 務 費	15, 112, 009	33, 000	15, 145, 009
歳 出	合 計	517, 164, 433	2, 353, 770	519, 518, 203

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	自然公園等施設整備事業費	千円 42, 000
5 労 働 費	1 労 政 費	県内就職対策費	10, 000
6 農 林 水 産 業 費	5 林 業 費	神山森林公園管理運営費	20, 000
7 商 工 費	2 工 鉱 業 費	企業誘致対策費	11, 000

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
8 土 木 費	3 河 川 海 岸 費	河川管理費	千円 80, 000	千円 142, 000
10 教 育 費	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	71, 244	279, 652

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
南海トラフ巨大地震等対策事業費に係る補助金	令 和 7 年 度	200,000千円
新車両管理システム構築業務委託契約	令 和 7 年 度	7,000千円

第4表 地 方 債 補 正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
林 業 治 山 事 業	千円 2,451,000	千円 2,469,000
河 川 海 岸 事 業	7,737,000	7,777,000
計	42,536,000	42,594,000

第 2 号

令和 6 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度徳島県病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	27,462,008千円	6,270千円	27,468,278千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,960,243千円	6,270千円	3,966,513千円
支 出			
第 1 款 病 院 事 業 費 用	29,277,859千円	6,270千円	29,284,129千円
第 1 項 医 業 費 用	28,140,009千円	6,270千円	28,146,279千円

令和 6 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第三号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十九日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

知事は、県税に係る徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関する事項（次項に掲げるものを除く。）については、当該県税に係る徴収金の課税地（以下「課税地」という。）を管轄する徳島県東部県税局又は徳島県総合県民局（以下「県税局等」という。）の長に委任する。

第四条第四項中「前三項」を「第一項、第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、次に掲げる事項については、徳島県東部県税局長（以下「東部県税局長」という。）に委任する。

一 法人の県民税及び法人の事業税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項（規則で定めるものを除く。）及び過料の徴収に関する事項

二 利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、県たばこ税、軽油引取税（特別徴収義務者が県内に事務所又は事業所を有しない場合に限る。）及び自動車税の環境性能割に係る徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関する事項

三 不動産取得税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項（規則で定めるものに限る。）

四 自動車税の種別割に係る徴収金の賦課徴収に関する事項（規則で定めるものを除く。）及び過料の徴収に関する事項

3 次に掲げる事項については、前二項の規定は、適用しない。

一 課税権の帰属その他法の規定の適用について関係地方団体の長が意見を異にする場合における知事の権限に関する事項

二 第十七条第三項の規定による申告等の期限の延長に関する事項

三 固定資産税に係る大規模の償却資産の指定及び価格等の決定に関する事項

四 過料の額の決定に関する事項

五 法第一章第十六節の規定により知事の権限に属する事項

第五条第一項第一号に次のように加える。

ハ 利子割 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で主たるものの所在地

ニ 配当割 特定配当等の支払を受ける個人の住所地

ホ 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人の住所地

第五条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 自動車税 納税義務者の住所地又は主たる事務所若しくは事業所の所在地（納税義務者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない場合においては、自動車の主たる定置場の所在地）

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 県たばこ税 小売販売業者の営業所の所在地又は卸売販売業者等の事務所若しくは事業所の所在地

第九条を次のように改める。

（公示送達）

第九条 法第二十条の二の規定による公示送達は、課税地を管轄する県税局等（第四条第二項各号に掲げる事項に係るものにあつては、徳島県東部県税局）の揭示場に揭示して行うものとする。

第十一条第一項中「文書」を「、文書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の文書は、課税地を管轄する県税局等の長（第四条第二項各号に掲げる事項に係るものにあつては、東部県税局長）に提出しなければならない。
 第十一条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書については、徳島県総合県民局の長を経由して、東部県税局長に提出することができる。

一 第四条第二項第一号に掲げる事項に係る申告書等

二 第五十三条の十五第二項及び第五十三条の十六第二項に規定する申請書等

第十五条第一項中「県税局等（」の下に「法人の県民税、法人の事業税及び」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

県税に係る行政サービスの向上及び業務の効率化を図るため、法人の県民税、法人の事業税及び不動産取得税に関する知事の権限の委任について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県生活環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十九日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県生活環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表の一の項を次のように改める。

一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項第一号から第三号までに規定する一般旅券の発給

イ ロに掲げる場合以外の場合 二千三百円（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受けるときは、四千三百円）
ロ 電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して申請する場合 千九百円（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受けるときは、三千九百円）

附 則

- 1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がされている一般旅券の発給に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

旅券法施行令の一部が改正されたことに伴い、一般旅券の発給に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十九日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「六千七百円」を「二万二千五百円」に改め、同表の四十二の項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同表の四十三の項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更及び大麻草採取栽培者の免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正法附則第七条の規定に基づき改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の免許の申請を行う者は、改正後の別表第一の四十一の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。

提案理由

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部が改正されたことに伴い、第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要があ

る。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金条例の制定について

県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金条例を次のように定める。

令和六年十一月二十九日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金条例

(設置)

第一条 徳島市と協調して県都のまちづくりを推進することにより、広く県民の利益の増進につながるにぎわいを創出し、もって誰もが住みたいと感じ、及び継承したいと願う徳島の未来を創生するための事業に要する経費に充てるため、県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六号 県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金条例の制定について

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。
(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

徳島市と協調して県都のまちづくりを推進することにより、広く県民の利益の増進につながるにぎわいを創出し、もって誰もが住みたいと感じ、及び継承したいと願う徳島の未来を創生するための事業に要する経費に充てるため、県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十九日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の1中「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千百円」を「三千九百円」に改め、「行う試験」の下に（以下この項において「技能試験」という。）を加え、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同項の2中「千七百五十円」を「千九百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「二千五百五十円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千五百円（技能試験）」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に改め、同項の3中「千七百五十円」を「千八百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「二千六百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に改め、同項の4中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「千五百円」を「千六百円」に改め、同項の5中「千七百円」を「千八百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千八百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に改め、同項の6中「千七百円」を「千八百円」に、「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「二千九百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同表の五十五の二の項の1中「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に改め、同項の2中「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表の五十六の項の1中「千九百円」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に改め、同項の2中「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同項の3中「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千

五百五十円」に改め、同項の4中「千円」を「千五百円」に改め、同表の五十七の項を次のように改める。

五十七 道路交通法第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定に基づく免許証の交付

	1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (一) 道路交通法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合 (1) (2)に規定する交付以外の交付 二千三百五十円 (道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この項及び五十八の二の項において「特定試験免除者」という。)に対する交付 において「特定試験免除者」という。)に対する交付にあつては、二千五百円) (2) 日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者(以下この項及び五十八の二の項において「複数免許取得者」という。)に対する交付 二千五百円(特定試験免除者である複数免許取得者に対する交付にあつては、千九百円)に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額 (二) 道路交通法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合 二千五百五十円 2 仮運転免許に係る免許証 千五百円
別表第一の五十八の項の1中「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同項の2中「千五百五十円」を「千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。 五十八の二 道路交通法第九十五条の二第三項の規定に基づく特定免許情報の記録及び同法	1 道路交通法第九十五条の二第三項の規定による特定免

第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第百六条の四第二項の規定に基づく免許情報記録の書換え

許情報の記録（道路交通法施行令第四十三条第四項第一号に掲げる者に係るものを除く。）

(一) 道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合

(1) (2)に規定する記録以外の記録 千五百五十円（特定試験免除者に係る記録にあつては、千三百五十円）

(2) 複数免許取得者に係る記録 千三百五十円（特定試験免除者である複数免許取得者に係る記録にあつては、千五百五十円）に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額

(二) 道路交通法第一百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この項及び五十九の項において「更新時不交付申出」という。）をする場合 八百円

(三) 道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 千五百円（同法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）

2 道路交通法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え（道路交通法施行令第四十三条第四項第二号に掲げる者に係るもの

別表第一の五十九の項及び五十九の二の項を次のように改める。	
五十九 道路交通法第百一条第一項又は第百一条の二第二項の規定に基づく免許証等の更新	
	を除く。） (一) (二)に規定する書換え以外の書換え 千五百五十円 (免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道路交通法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、百円） (二) 複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換え 千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額
	1 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。） (一) 道路交通法第百一条の二第二項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この項において「經由申請」という。）をする場合 二千七百五十円 (二) 更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。） 千三百円 (三) 經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 二千八百五十円 2 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。） (一) 經由申請をする場合であつて、道路交通法第百一条の二の二第三項の規定による申出（以下この項及び五

五十九の二 道路交通法第百一条の二の二第一項の規定に基づく經由

別表第一の五十九の三の項中「第百四条の四第六項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）を「第百五条の二第二項」に、「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表の五十九の六の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千五百五十円」に改め、同項を同表の五十九の六の項とし、同表の五十九の五の項中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項を同表の五十九の六の項とし、同表中五十九の四の項を五十九の五の項とし、同表の五十九の三の項の次に次のように加える。

五十九の四 道路交通法第百五条の二第四項の規定に基づく運転経歴情報の記録

九百円（道路交通法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、百円）

別表第一の六十の項中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表の六十二の項の1中「基づく」を「よる」に、「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に改め、同項の2中「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に改め、同項の3中「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に改め、同項の4中「二万五千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同項の5の(一)の(1)中「四千円」を「三千八百円」に改め、同項の5の(一)の(2)

- 十九の二の項において「経由地書換申出」という。）をするとき 千円
- (二) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 千九百五十円
- (三) 経由申請をしない場合 二千百円
- 3 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新
- (一) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき 二千五百円
- (二) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 二千八百五十円
- (三) 経由申請をしない場合 二千九百五十円
- 1 経由地書換申出をする場合 千七百円
- 2 経由地書換申出をしない場合 七百五十円

中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項の5の(一)の(3)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同項の5の(一)の(4)中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同項の5の(二)中「六千七百円」を「六千三百五十円」に、「六千五百円」を「六千二百五十円」に、「二千五百円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同項の5の(五)中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項の5の(六)中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同項の5の(七)中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の六十四の項の1中「基づく」を「よる」に、「一万四千五百五十円」を「一万五千五百円」に改め、同項の2中「一万千八百五十円」を「一万二千円」に改め、同項の3中「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に改め、同項の4中「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同項の5の(一)の(1)中「四千円」を「三千八百円」に改め、同項の5の(一)の(2)中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項の5の(一)の(3)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同項の5の(四)及び(五)中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同項の5の(六)中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同項の5の(七)中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の六十五の項中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同表の六十九の項の1中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同項の2中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同項の3中「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同表の七十の項の1中「四千五百五十円」を「四千三百円」に改め、同項の2中「四千円」を「四千二百円」に改め、同表の七十一の項中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同表の七十二の項中「三千百円」を「三千二百円」に改め、同表の七十三の項中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同表の七十四の項中「七百五十円」を「九百円」に改め、同表の七十五の項の1中「二千五百五十円」を「二千三百円」に改め、同項の2中「二千五十円」を「二百五十円」に改め、同項の3中「二千七百円」を「二千八百五十円」に改め、同項の4中「二千五百五十円」を「二千七百円」に改め、同項の5中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表の七十六の項を次のように改める。

七十六 道路交通法第百八条の二第一項第十一号の規定に基づく講習

- 1 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の口に規定する優良運転者に対する講習 五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）
- 2 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに

	規定する一般運転者に対する講習 八百円（オンライン講習にあっては、二百円）
	3 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（規則で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。）でないものに対する講習 千四百円
	4 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習 八百円（オンライン講習にあっては、二百円）

別表第一の七十七の項の1中「六千四百五十円」を「六千六百円」に改め、同項の2中「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同表の七十八の項を次のように改める。

七十八 道路交通法第百八条の二第一項第十三号の規定に基づく講習	1 自動車又は一般原動機付自転車（八十二の項において「自動車等」といい、これらに準ずるものとして規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含む講習 一万二千九百円
	2 実車等指導を含まない講習 九千三百五十円

別表第一の七十八の二の項中「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の七十八の三の項中「又は第十六号」を削り、「二千円」を「二千五百円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十八の四 道路交通法第百八条の二第一項第十六号の規定に基づく講習	講習一時間について二千五十円
-----------------------------------	----------------

別表第一の七十九の項中「九百円」を「千円」に改め、同表の八十の項の1中「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」

に改め、同項の2中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同表の八十二の項及び八十三の項を削り、同表の八十四の項の1中「六百円」を「八百円」に改め、同項の2中「四百円」を「五百円」に改め、同項の3中「五百円」を「六百五十円」に改め、同項の4中「六百円」を「八百円」に改め、同項を同表の八十二の項とし、同表中八十五の項を八十三の項とし、同表の備考の七中「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に改め、同表の備考の八中「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同表の備考の九中「千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表の備考の十中「百五十円」を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減じた」を「五十円を減じた」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第一の八十二の項及び八十三の項を削る改正規定並びに同表の八十四の項を同表の八十二の項とし、同表中八十五の項を八十三の項とする改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請がされている改正前の別表第一の五十九の項の2に規定する免許証の更新に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

道路交通法及び道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、特定免許情報の個人番号カードへの記録等に係る手数料を定め、及び運転免許試験等に係る手数料の額を改めるとともに、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、保管場所標章の交付及び再交付に係る手数料を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について

令和 6 年 3 月 11 日議決を経た徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「5 契約金額 2,000,370,900円」を「5 契約金額 2,074,750,700円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 9 号

徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について

令和5年10月10日議決を経た徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和6年11月29日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「4 契約金額 2,728,000,000円」を「4 契約金額 2,770,414,900円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 10 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち電気工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 6 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工	事	名	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち電気工事
2	工	事	箇 所	鳴門市撫養町立岩
3	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年10月31日まで
4	契	約	金 額	1,093,180,000円
5	契	約	の 方 法	一般競争入札
6	契	約	の 相 手 方	那賀川電機・三笠電機・徳島エムテック 鳴門総合運動公園野球場電気工事共同企業体
			代表構成員	徳島市住吉 2 丁目 9 番地36号
				那賀川電機株式会社
			代 表 取 締 役	栗 本 利 幸
			構 成 員	徳島市かちどき橋四丁目 5 番地 2
				三笠電機株式会社
			代 表 取 締 役	三 笠 貴 史
			構 成 員	徳島市かちどき橋三丁目47番地 3
				株式会社 徳島エムテック
			代 表 取 締 役	余 保 秀 則

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 11 号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

令和 6 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

和 解 の 相 手 方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事 故 発 生 場 所
板野郡松茂町所在 1 法人	円 7,270,000	令和 6 年 5 月 28 日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)

提案理由

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により、令和7年度中において証票を次のとおり発売することができる。

令和6年11月29日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

県営電気事業の売電料金等について

県営電気事業に係る売電料金の額、売電の期間及び売電料金の徴収の方法を次のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

売 電 料 金 の 額 日野谷発電所、坂州発電所、川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金、令和 7 年度及び令和 8 年度各3,905,118,000円
に消費税等相当を加算した額

売 電 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの 2 年間

売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分の基本料金と電力量料金の合計額に消費税等相当額を加算した各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

令和 7 年 度 及 び 令 和 8 年 度 支 払 区 分			
発 電 所 名	月 別	基 本 料 金	電 力 量 料 金
日野谷発電所 川口発電所 勝浦発電所	4 月から翌年 2 月まで	1 月につき 255,756,000円	各月の実績供給電力量 1 キロワット時につき 2 円 44銭を乗じた額
	翌 年 3 月	255,758,000円	
坂州発電所	4 月から翌年 3 月まで		各月の実績供給電力量 1 キロワット時につき12円 00銭を乗じた額

提案理由

県営電気事業の売電料金等について、徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について

地方自治法第179条第 1 項の規定により、令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令 和 6 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

令和6年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

令和6年度徳島県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ517,164,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 65,483,403	千円 560,500	千円 66,043,903
	3 委託金	909,853	560,500	1,470,353
歳入合計		516,603,933	560,500	517,164,433

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 35,716,903	千円 560,500	千円 36,277,403
	5 選 挙 費	28,971	560,500	589,471
歳 出 合 計		516,603,933	560,500	517,164,433

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡藍住町在住 1名	円 458,000	令和5年2月27日	鳴門市地内	令和6年10月31日
徳島市所在 1法人	348,950	令和5年8月10日	小松島市地内	令和6年10月31日
名西郡石井町在住 1名	791,861	令和5年8月29日	名西郡石井町地内	令和6年10月31日
徳島市在住 1名	1,054,530	令和5年9月27日	徳島市地内	令和6年10月31日
徳島市在住 1名	34,100	令和6年2月22日	吉野川市地内	令和6年10月31日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
香川県丸亀市在住 1名	円 393,000	令和6年4月28日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和6年11月6日
那賀郡那賀町在住 1名	108,000	令和6年6月29日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和6年11月6日
香川県高松市所在 1法人	147,000	令和6年9月4日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和6年11月6日

報告第3号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和 解 の 相 手 方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 140,393	令和6年8月15日	徳島市地内	令和6年11月8日
小松島市在住 1名	3,300	令和6年9月14日	小松島市地内	令和6年11月8日

補 正 予 算 説 明 書

令和6年度徳島県一般会計補正予算（第6号）説明書

歳入歳出補正予算（第6号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総 括
（歳 入）

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	頁
01 県 税	81,500,000	—	81,500,000	—
02 地 方 消 費 税 清 算 金	34,721,000	—	34,721,000	—
03 地 方 譲 与 税	15,811,000	—	15,811,000	—
04 地 方 特 例 交 付 金	1,930,000	—	1,930,000	—
05 地 方 交 付 税	152,500,000	—	152,500,000	—
06 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	185,000	—	185,000	—
07 分 担 金 及 び 負 担 金	952,768	—	952,768	—
08 使 用 料 及 び 手 数 料	5,466,636	—	5,466,636	—

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	頁
09 国 庫 支 出 金	66, 043, 903	78, 182	66, 122, 085	55
10 財 産 収 入	1, 052, 613	—	1, 052, 613	—
11 寄 附 金	15, 159	—	15, 159	—
12 繰 入 金	28, 745, 824	116, 318	28, 862, 142	57
13 繰 越 金	10, 900, 079	2, 101, 270	13, 001, 349	59
14 諸 収 入	74, 804, 451	—	74, 804, 451	—
15 県 債	42, 536, 000	58, 000	42, 594, 000	61
歳 入 合 計	517, 164, 433	2, 353, 770	519, 518, 203	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	1, 010, 242	—	1, 010, 242					—
02 総 務 費	36, 277, 403	39, 000	36, 316, 403				39, 000	63
03 民 生 費	68, 789, 852	—	68, 789, 852					—
04 衛 生 費	27, 604, 794	6, 270	27, 611, 064				6, 270	65
05 労 働 費	4, 400, 112	10, 000	4, 410, 112				10, 000	67
06 農 林 水 産 業 費	30, 198, 741	37, 500	30, 236, 241	9, 500	18, 000		10, 000	69
07 商 工 費	66, 533, 685	36, 000	66, 569, 685				36, 000	73
08 土 木 費	56, 848, 852	2, 192, 000	59, 040, 852	68, 682	40, 000	83, 318	2, 000, 000	75
09 警 察 費	22, 474, 781	—	22, 474, 781					—

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
10 教 育 費	88,412,522	33,000	88,445,522			33,000		79
11 災 害 復 旧 費	11,649,200	—	11,649,200					—
12 公 債 費	67,192,486	—	67,192,486					—
13 諸 支 出 金	35,440,763	—	35,440,763					—
14 予 備 費	331,000	—	331,000					—
財 源 振 替	0	0	0			繰越金 2,101,270	△2,101,270	—
歳 出 合 計	517,164,433	2,353,770	519,518,203	78,182	58,000	2,217,588	0	—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 農林水産業費国庫補助金	9,884,832	9,500	9,894,332	03 畜産業費 国庫補助金	9,500	畜産振興対策費（10/10）9,500
07 土木費国庫補助金	12,179,056	68,682	12,247,738	05 住宅費 国庫補助金	68,682	建築物耐震化推進費（定額）68,682
計	33,296,828	78,182	33,375,010			

(款) 12 繰 入 金

(項) 02 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 命を守るための大規模 災害対策基金繰入金	709,298	83,318	792,616	01 命を守るための 大規模災害対策 基金繰入金	83,318	
11 こども未来基金繰入金	1,150,373	33,000	1,183,373	01 こども未来 基金繰入金	33,000	
計	26,518,354	116,318	26,634,672			

(款) 13 繰越金
(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	10,900,079	2,101,270	13,001,349	01 繰越金	2,101,270	
計	10,900,079	2,101,270	13,001,349			

(款) 15 県 債
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 農 林 水 産 業 債	5,889,000	18,000	5,907,000	04 林 業 費 債	18,000	神山森林公園管理運営費 18,000
07 土 木 債	24,580,000	40,000	24,620,000	03 河 川 海 岸 費 債	40,000	河川管理費 40,000
計	42,536,000	58,000	42,594,000			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 01 総 務 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 一般管理費	8,119,409	4,000	8,123,409				4,000	07 報 償 費	100	1 情報ふれあいネットとくしま創造事業費 4,000
								08 旅 費	300	
								12 委 託 料	3,000	
								17 備品購入費	600	
計	21,507,514	4,000	21,511,514				4,000			

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 計画調査費	3,494,315	35,000	3,529,315				35,000	08 旅 費	5,000	1 地方創生の深化のための支援費 35,000
								12 委 託 料	30,000	
計	6,385,424	35,000	6,420,424				35,000			

(款) 04 衛 生 費
(項) 03 保 健 所 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 保 健 所 費	1,572,222	6,270	1,578,492				6,270	18 負担金、補助 及び交付金	6,270	1 保健所運営費 病院事業負担金 6,270
計	1,572,222	6,270	1,578,492				6,270			

(款) 05 労 働 費
(項) 01 労 政 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 雇用促進費	182,289	10,000	192,289				10,000	12 委 託 料	10,000	1 県内就職対策費 10,000
計	3,306,098	10,000	3,316,098				10,000			

(款) 06 農林水産業費

(項) 02 園 芸 費

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 園芸振興費	470,606	8,000	478,606				8,000	08 旅 費	600	1 園芸振興指導費 8,000
								10 需 用 費	200	
								12 委 託 料	7,200	
計	811,478	8,000	819,478				8,000			

(項) 03 畜 産 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 畜産振興費	56,241	9,500	65,741	9,500				18 負担金、補助 及び交付金	9,500	1 畜産振興対策費 徳島県産牛肉輸出コンソーシアム加速化 補助金 9,500
計	1,456,619	9,500	1,466,119	9,500						

(項) 05 林 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
06 治 山 費	3,293,220	20,000	3,313,220		18,000		2,000	07 報 償 費	150	1 神山森林公園管理運営費 20,000
								08 旅 費	200	
								11 役 務 費	1,150	
								12 委 託 料	18,500	
計	10,553,202	20,000	10,573,202		18,000		2,000			

(款) 07 商 工 費
(項) 02 工 鉱 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
06 産 業 立地対策費	1,997,345	11,000	2,008,345				11,000	07 報 償 費	40	1 企業誘致対策費 11,000
								08 旅 費	60	
								10 需 用 費	800	
								11 役 務 費	100	
								12 委 託 料	10,000	
計	4,056,804	11,000	4,067,804				11,000			

(項) 03 観 光 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 観 光 費	1,589,719	25,000	1,614,719				25,000	18 負担金、補助 及び交付金	25,000	1 観光とくしま促進費 外国人観光誘客促進費補助金 25,000
計	1,589,719	25,000	1,614,719				25,000			

(款) 08 土 木 費
(項) 01 土 木 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 土木総務費	3,853,384	2,000,000	5,853,384				2,000,000	24 積 立 金	2,000,000	1 県都のまちづくりによる徳島の未来創生 基金積立金2,000,000
計	4,002,935	2,000,000	6,002,935				2,000,000			

(項) 03 河川海岸費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 河川総務費	624,180	62,000	686,180		40,000	繰入金 22,000		12 委 託 料	62,000	1 河川管理費 62,000
計	13,933,663	62,000	13,995,663		40,000	22,000				

(項) 06 住 宅 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
02 住宅建設費	927,720	130,000	1,057,720	68,682		繰入金 61,318		18 負担金、補助 及び交付金	130,000	1 建築物耐震化推進費 130,000 木造住宅耐震化促進事業費補助金 122,350 木造住宅耐震改修利子補給補助金 7,650
計	1,451,543	130,000	1,581,543	68,682		61,318				

(款) 10 教 育 費
(項) 01 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
05 総 合 教 育 セ ン タ ー 費	1,641,929	33,000	1,674,929			繰入金 33,000		12 委 託 料	7,000	1 総合教育センター管理運営費 33,000
								17 備品購入費	26,000	
計	15,112,009	33,000	15,145,009			33,000				

補正予算（第6号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の

見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
南海トラフ巨大地震等対策事業費に係る補助金	千円 200,000		千円	令和7年度	千円 200,000	千円	千円	千円	千円 200,000
新車両管理システム構築業務委託契約	7,000			令和7年度	7,000				7,000

補正予算（第6号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当該年度末現在高見込額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	千円 501,751,446	千円 63,615,000	千円 58,000	千円 63,673,000	千円 38,493,404	千円	千円 38,493,404	千円 526,873,042	千円 58,000	千円 526,931,042
(1) 土 木	316,955,635	43,576,000	40,000	43,616,000	27,955,513		27,955,513	332,576,122	40,000	332,616,122
(2) 農 林 水 産	69,320,567	9,225,000	18,000	9,243,000	4,094,928		4,094,928	74,450,639	18,000	74,468,639
合 計	768,605,246	67,989,000	58,000	68,047,000	61,984,750		61,984,750	774,609,496	58,000	774,667,496

令和6年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）説明書

令和6年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既 決 予 定 額 (千円)	補 正 予 定 額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 病院事業収益			27,462,008	6,270	27,468,278	
	2 医業外収益		3,960,243	6,270	3,966,513	
		3 負担金交付金	2,404,128	6,270	2,410,398	

支 出						
款	項	目	既 決 予 定 額 (千円)	補 正 予 定 額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 病 院 事 業 費 用			29,277,859	6,270	29,284,129	
	1 医 業 費 用		28,140,009	6,270	28,146,279	
		3 経 費	5,202,424	6,270	5,208,694	

令和6年度徳島県病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△1,835,365
減価償却費	2,349,271
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	512,944
賞与引当金の増減額 (△は減少)	42,065
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	67,536
長期前受金戻入額	△1,279,690
受取利息及び受取配当金	△160
支払利息及び企業債取扱諸費	359,471
固定資産除却費	32,051
長期前払消費税償却	250,003
未収金の増減額 (△は増加)	△89,982
未払金の増減額 (△は減少)	43,498
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△17,747
その他	△5,547
小計	428,348
利息及び配当金の受取額	160
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△359,471
業務活動によるキャッシュ・フロー	69,037

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△5,249,620
国庫補助金等による収入	11,174
一般会計からの繰入金による収入	<u>865,105</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,373,341

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	3,000,000
一時借入金の返済による支出	△3,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	5,214,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,644,085
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△170,000
その他の他会計借入金の返済による支出	<u>△70,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,329,915

資金減少額	△974,389
資金期首残高	<u>5,440,054</u>
資金期末残高	4,465,665

令和 6 年度徳島県病院事業予定貸借対照表

(単位 千円)

(令 和 7 年 3 月 31 日)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		3,279,254	
ロ 建 物	37,958,856		
建物減価償却累計額	<u>△15,691,374</u>	22,267,482	
ハ 構 築 物	814,833		
構築物減価償却累計額	<u>△466,044</u>	348,789	
ニ 器 械 及 び 備 品	17,377,824		
器械及び備品減価償却累計額	<u>△11,154,086</u>	6,223,738	
ホ 車 両	42,685		
車両減価償却累計額	<u>△37,601</u>	5,084	
ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>999,803</u>	
有形固定資産合計			33,124,150
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		<u>7,384</u>	
無形固定資産合計			7,384
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 長 期 前 払 消 費 税		<u>1,547,355</u>	
投資その他の資産合計			<u>1,547,355</u>

固 定 資 産 合 計			34,678,889
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		4,465,665	
(2) 未 収 金	4,360,827		
貸 倒 引 当 金	<u>△144,870</u>	4,215,957	
(3) 貯 蔵 品		319,354	
(4) 前 払 費 用		1,794	
(5) 保 管 有 価 証 券		<u>30,000</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>9,032,770</u>
資 産 合 計			<u><u>43,711,659</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>31,332,001</u>		
企 業 債 合 計		31,332,001	
(2) 他 会 計 借 入 金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	40,000		
ロ その他の長期借入金	<u>45,000</u>		
他 会 計 借 入 金 合 計		85,000	
(3) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	<u>5,310,323</u>		

引 当 金 合 計		<u>5,310,323</u>	
固 定 負 債 合 計			36,727,324
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,600,590</u>		
企 業 債 合 計		1,600,590	
(2) 他 会 計 借 入 金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	70,000		
ロ その他の長期借入金	<u>70,000</u>		
他 会 計 借 入 金 合 計		140,000	
(3) 未 払 金		2,184,104	
(4) 前 受 金		13,367	
(5) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	664,198		
ロ 法定福利費引当金	<u>188,747</u>		
引 当 金 合 計		852,945	
(6) 預 り 有 価 証 券		30,000	
(7) そ の 他 流 動 負 債		<u>89,180</u>	
流 動 負 債 合 計			4,910,186
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		17,674,741	
収 益 化 累 計 額		<u>△14,185,698</u>	

繰 延 収 益 合 計

3,489,043

負 債 合 計

45,126,553

資 本 の 部

6 資 本 金

7,418,333

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額

15,952

ロ 寄 附 金

10,529

ハ その他 資 本 剰 余 金

644,802

資 本 剰 余 金 合 計

671,283

(2) 欠 損 金

イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金

9,504,510

欠 損 金 合 計

9,504,510

剰 余 金 合 計

△8,833,227

資 本 合 計

△1,414,894

負 債 資 本 合 計

43,711,659

注 記

1 重要な会計方針に係る事項

地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

減価償却の方法

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～47年

構築物 10～30年

器械備品 4～20年

車両 6年

ロ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

なお、会計基準変更時の差異3,343,862,921円については、平成26年度から15年にわたり、均等額を費用処理している。

ロ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ハ 貸倒引当金

未収金について回収することが困難であると見込まれる額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、5～15年間で均等償却を行っている。

2 予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は17,529,486,000円である。

3 セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

病院事業会計は、徳島県病院事業の設置等に関する条例第2条第2項の規定に基づき、徳島県立中央病院、徳島県立三好病院、徳島県立海部病院を運営しており、3病院を報告セグメントとしている。

なお、各セグメントに配分不能な本局に係る医業収益、医業費用、セグメント資産、セグメント負債等は共通に記載している。

(2) 報告セグメントの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

	中 央 病 院	三 好 病 院	海 部 病 院	共 通	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
医 業 収 益	16,419,724	4,880,598	2,159,033		23,459,355

医 業 費 用	17,913,913	5,943,132	2,911,201	319,119	27,087,365
医 業 損 益	△1,494,189	△1,062,534	△752,168	△319,119	△3,628,010
経 常 損 益	△606,614	△527,181	△389,202	△312,368	△1,835,365
セグメント資産	29,754,949	7,587,739	6,339,631	29,340	43,711,659
セグメント負債	29,779,297	8,235,030	6,797,085	315,141	45,126,553
そ の 他 の 項 目					
他 会 計 繰 入 金	2,834,965	1,087,204	641,046	13,741	4,576,956
減 価 償 却 費	1,500,529	471,573	376,736	433	2,349,271
特 別 利 益					
特 別 損 失					
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加（減少）額	3,525,907	936,790	784,923	2,000	5,249,620

4 減損損失

(1) グルーピングの方法

病院事業に使用している固定資産については、3病院ごとにキャッシュ・フローを生成していることから、この3つを資産グループとしている。

(2) 減損の兆候について

当年度において、減損の兆候を認識した資産グループはない。

5 その他

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当事業年度において、退職手当として153,518千円を支給するため、退職給付引当金153,518千円を使用する。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及びこれに伴う法定福利費を支給（支出）するため、賞与引当金622,133千円及び法定福利費引当金121,211千円を使用する。

補正予算専決処分説明書

令和6年度徳島県一般会計補正予算（第5号）専決処分説明書

歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	81,500,000	—	81,500,000	—
02 地方消費税清算金	34,721,000	—	34,721,000	—
03 地方譲与税	15,811,000	—	15,811,000	—
04 地方特例交付金	1,930,000	—	1,930,000	—
05 地方交付税	152,500,000	—	152,500,000	—
06 交通安全対策特別交付金	185,000	—	185,000	—
07 分担金及び負担金	952,768	—	952,768	—
08 使用料及び手数料	5,466,636	—	5,466,636	—

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	頁
09 国 庫 支 出 金	65,483,403	560,500	66,043,903	103
10 財 産 収 入	1,052,613	—	1,052,613	—
11 寄 附 金	15,159	—	15,159	—
12 繰 入 金	28,745,824	—	28,745,824	—
13 繰 越 金	10,900,079	—	10,900,079	—
14 諸 収 入	74,804,451	—	74,804,451	—
15 県 債	42,536,000	—	42,536,000	—
歳 入 合 計	516,603,933	560,500	517,164,433	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	1,010,242	—	1,010,242					—
02 総 務 費	35,716,903	560,500	36,277,403	560,500				105
03 民 生 費	68,789,852	—	68,789,852					—
04 衛 生 費	27,604,794	—	27,604,794					—
05 労 働 費	4,400,112	—	4,400,112					—
06 農 林 水 産 業 費	30,198,741	—	30,198,741					—
07 商 工 費	66,533,685	—	66,533,685					—
08 土 木 費	56,848,852	—	56,848,852					—
09 警 察 費	22,474,781	—	22,474,781					—

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
10 教 育 費	88,412,522	—	88,412,522					—
11 災 害 復 旧 費	11,649,200	—	11,649,200					—
12 公 債 費	67,192,486	—	67,192,486					—
13 諸 支 出 金	35,440,763	—	35,440,763					—
14 予 備 費	331,000	—	331,000					—
歳 出 合 計	516,603,933	560,500	517,164,433	560,500				—

2 歳 入

(款) 09 国 庫 支 出 金

(項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総 務 費 委 託 金	299,895	560,500	860,395	03 選挙費委託金	560,500	衆議院議員総選挙臨時啓発費 2,500
						衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 558,000
計	909,853	560,500	1,470,353			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 05 選 挙 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
02 選挙啓発費	2,582	2,500	5,082	2,500				10 需用費	200	1 衆議院議員総選挙臨時啓発費 市交付金 事務費	2,500 1,000 1,500
								11 役務費	700		
								13 使用料及び賃借料	600		
								18 負担金、補助及び交付金	1,000		
04 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費		558,000	558,000	558,000				01 報酬	152	1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 市町村交付金 選挙公営負担金 不在者投票特別経費 事務費	558,000 383,137 103,646 5,494 65,723
								07 報償費	60		
								08 旅費	611		
								10 需用費	54,870		
								11 役務費	5,590		
								12 委託料	2,200		
								13 使用料及び賃借料	2,240		

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金、補助 及び交付金	492,277	
計	28,971	560,500	589,471	560,500						

